

北海道公共事業コスト構造改善プログラム

平成21年10月

北海道

目 次

策定の趣旨	1
改善プログラム策定の基本方針	2
1 基本的な考え方	2
2 策定の視点	2
3 改善プログラムの対象	2
4 計画期間	2
5 各部等が一体となった取組の必要性	2
6 国、市町村との連携	2
7 フォローアップ	2
8 具体的施策の実施に当たっての留意点	3
施策概要	3
1 改善プログラムの施策体系	3
2 施策の概要	4
() 事業のスピードアップ[3 項目 8 施策]	4
【1】合意形成・協議・手続の改善	4
【2】事業の重点化・集中化	4
【3】用地・補償の円滑化	4
() 計画・設計・施工の最適化[5 項目 14 施策]	4
【1】計画・設計の最適化	4
【2】施工の最適化	5
【3】施工プロセスにおける効率性の確保	5
【4】民間技術の積極的な活用	5
【5】社会的コストの低減	5
() 維持管理の最適化 [2 項目 7 施策]	6
【1】民間技術の積極的な活用	6
【2】効率的・効果的な維持管理	6
() 調達最適化 [4 項目 10 施策]	6
【1】電子調達の推進	6
【2】入札・契約の見直し	7
【3】工事発注の効率化等	7
【4】積算の見直し	7

北海道公共事業コスト構造改善プログラム

策定の趣旨

北海道では、厳しい財政状況の下、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業の執行を通じて、本道にとって必要な社会資本整備を着実に推進していくため、平成9年12月に「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」を策定し、北海道が発注する公共工事を対象として、コスト縮減に取り組んできた。

さらに、それまで実施してきたコスト縮減施策の定着を図ることや新たなコスト縮減施策を進めていくことが重要な課題となったため、工事コストの低減だけでなく、工事の時間的コストの低減、ライフサイクルコストの低減、工事における社会的なコストの低減及び工事の効率性向上による長期的コストの低減を目指し、平成12年度から平成20年度までを期間とする「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」(以下「行動計画」という。)を策定し、これに基づき総合的なコスト縮減を推進してきた。

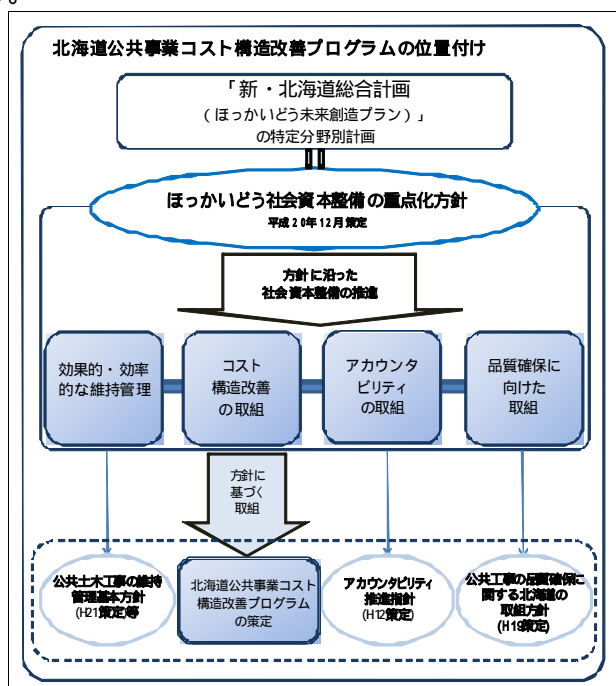
平成16年度からは、公共事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直した「公共事業コスト構造改革」に取り組むこととし、平成16年度から平成19年度までを期間として、「公共事業コスト構造改革プログラム」(以下「プログラム」という。)を策定した。

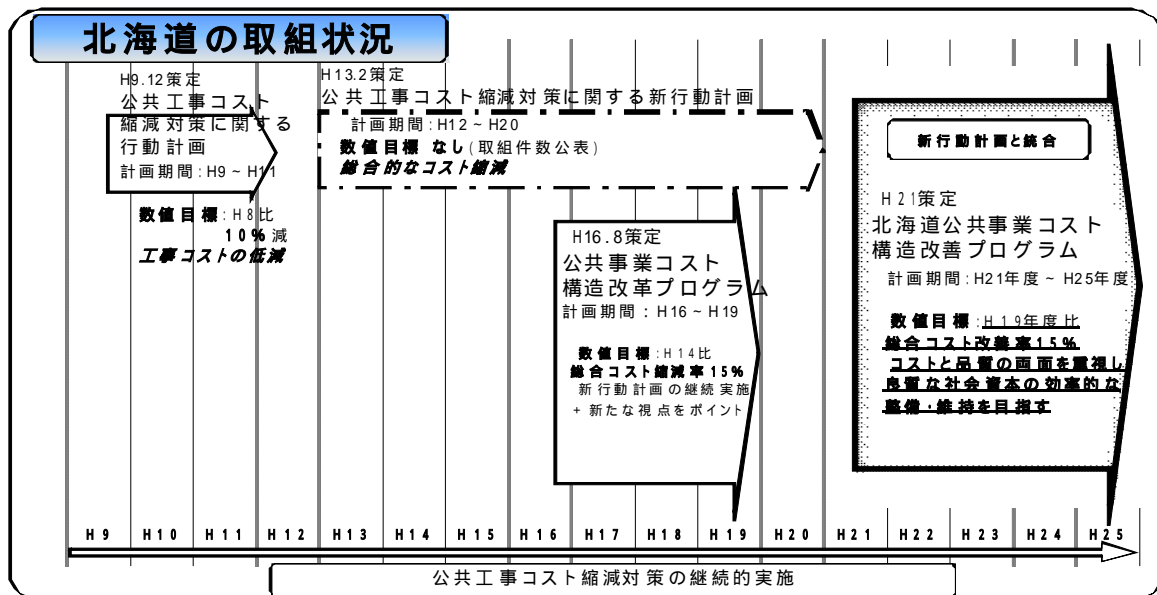
このプログラムでは、新たな視点として「事業のスピードアップ」、「計画・設計から管理までの各段階における最適化」、「調達の最適化」を見直しのポイントとして、従来からの工事コストの縮減と新たな視点を加味した「総合コスト縮減率」の努力目標を15パーセントと設定し、鋭意、公共工事の総合的なコスト縮減に取り組んだ結果、平成19年度までに11.8パーセントの縮減が達成された。

このように一定の成果が得られたが、道財政を巡る情勢は、厳しい状況が続いており、引き続きコスト縮減の取組を推進する必要がある一方で、行き過ぎたコスト縮減は工事の品質の低下を招く恐れもあり、また、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されるなど、今までのコスト縮減のみを重視した取組から、コストと品質の両面を重視する取組への転換を図ることが求められている。

このため、民間企業による技術革新の進展、老朽化する社会資本が急増する中で、道民の安全・安心へのニーズや将来の維持管理・更新費用の増大への対応、近年の地球温暖化等の環境問題に対する世論の高まり等を踏まえ、公共工事の品質確保に配慮しつつ、より一層のコスト縮減対策を推進していくため、「北海道公共事業コスト構造改善プログラム」(以下「改善プログラム」という。)を策定する。

なお、本プログラムは、「新・北海道総合計画(ほっかいどう未来創造プラン)」の特定分野別計画として策定された「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」に基づく取組として、平成20年に国において策定された「公共事業コスト構造改善プログラム」等を踏まえ、策定するものである。





改善プログラム策定の基本方針

1 基本的な考え方

改善プログラムは、これまで取り組んできた行動計画及びプログラムの施策を基本として、「4つの分野」に分けてコストと品質の観点から良質な社会資本を効率的に整備・維持することを目指すものとする。

2 策定の視点

これまで取り組んできた効果的な施策は継続的に実施する
さらに、公共工事の品質確保につながる新たな視点に基づく施策を追加する
類似の施策を統合し、活用度の低い施策は廃止する

3 改善プログラムの対象

改善プログラムは、道が実施する公共事業のすべてのプロセス（構想・計画・設計・調達・工事・維持管理・更新等）を対象とする。（庁舎等施設の整備や修繕を含む。）

4 計画期間

計画期間は、平成21年度から平成25年度の5か年とする。

5 各部等が一体となった取組の必要性

公共工事の実効的なコスト縮減を図るためには、公共工事発注担当部局のみならず、その他の関連する部局も含めた広範な取組が不可欠である。

このため、事業実施部・財政当局・総合政策部計画推進局等により庁内横断的に組織された「社会資本整備推進会議」（座長：総合政策部計画推進局参事）を中心に関係部局の密接な連携のもとに取り組むものとする。

6 国、市町村との連携

社会資本整備を効率的に推進するためには、国、道、市町村等が相互に連携を図りながら取り組むことが必要である。

このため、関係機関との情報交換を行うなど、コストの実効ある縮減に努める。

7 フォローアップ

改善プログラムの実施状況については、具体的施策の着実な推進を図る観点から、「社会資本整備推進会議」においてフォローアップを行い、その結果を公表する。

公表に当たっては、「施策概要」に示す各施策の実施状況をわかりやすく示すこと

とし、以下について数値化することとする。

従来の取組

工事コストの縮減（規格の見直しによる工事コストの縮減を含む）

事業のスピードアップによる効果の早期発現

将来の維持管理費の縮減

に加えて、

（ア）民間企業の技術革新によるコスト構造の改善

（イ）施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善

（ウ）環境負荷の低減効果等の社会的コスト構造の改善

について、総合的なコスト改善を図るものとし、平成21年度から5年間で、平成19年度と比較して、15%の「総合コスト改善率」を達成することを努力目標とする。フォローアップに必要な実施要領は別途定める。フォローアップ手法及び本プログラムの具体的施策については、社会経済情勢の変化に的確に対処するため、必要に応じ追加・変更等見直しを行う。

8 具体的施策の実施に当たっての留意点

（1）機能・品質の確保

公共事業のコスト縮減に当たっては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年4月1日施行）等に基づき、経済性に配慮しつつ、社会資本が本来備えるべき供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等価格以外の多様な要素も考慮し、公共工事の品質を確保すること。

（2）不当なしわ寄せの防止

厳しい財政状況の下、公共投資が減少している中で、過度な低価格競争による、下請業者、資機材供給者、労働者等への不当なしわ寄せの防止を図ること。

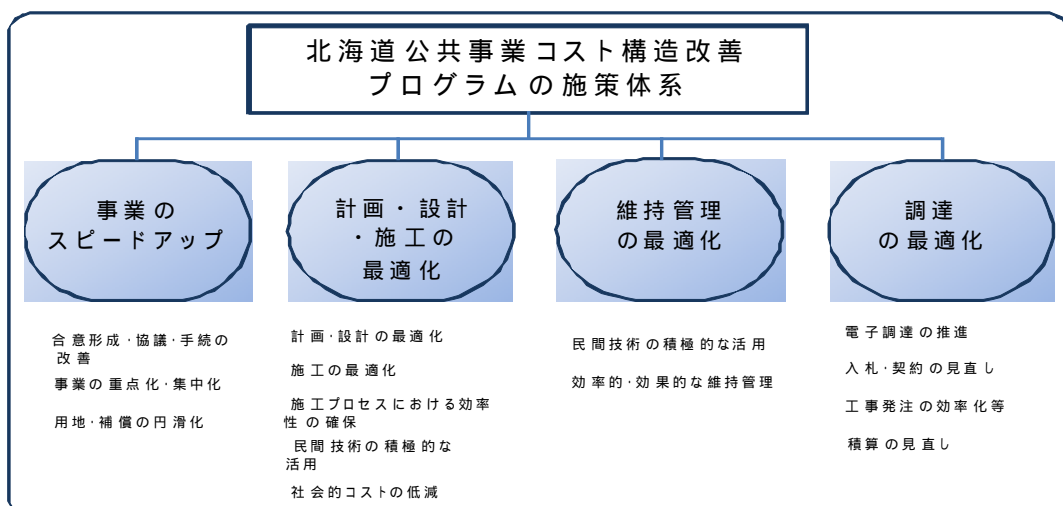
（3）不正行為の防止

公共工事の実施に当たっては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成13年4月施行）等に基づき、公共工事の入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除を徹底し、公正な競争を確保すること。

施策概要

1 改善プログラムの施策体系

改善プログラムの施策体系は、「事業のスピードアップ」、「計画・設計・施工の最適化」、「維持管理の最適化」、「調達の最適化」の4分野14項目39施策とする。



2 施策の概要

4つの分野における14項目39施策の概要は、次のとおりである。

() 事業のスピードアップ[3 項目 8 施策]

【1】合意形成・協議・手続の改善

構想段階から住民等との合意形成手続を積極的に推進するとともに、関係機関との調整による協議手続きの迅速化・簡素化を図る。

構想段階からの合意形成手続の推進

事業の構想段階から住民等との合意形成手続を推進する

協議手続の迅速化・簡素化

協議手続の透明性を確保することが必要であり、必要性、妥当性を点検・検討し、迅速化・簡素化を推進するとともに、国や他部局に関連するものについては迅速化・簡素化に向けた調整を行う

透明性の向上

進捗状況等の事業プロセス情報をインターネット等で公開する

円滑な事業の推進のため、地域住民等の工事関係者に協議進捗状況の説明を行う

【2】事業の重点化・集中化

政策評価の厳格な実施により透明性を向上するとともに、「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」に基づき、重点的な投資や事業の進捗管理の徹底による事業効果の早期発現を図る。

政策評価の厳格な実施

大規模事前評価と再評価の厳格な実施により透明性の向上を図る

重点的な投資や事業の進捗管理の徹底

「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」に基づき、選択と集中の観点に立って事業を実施する

施工方法の工夫等による事業効果の早期発現を図る

早期完成の必要性や効果が高い事業については、完成時期を明示する

工事を実施する前年度までに関連する計画・設計の完了を目指す

【3】用地・補償の円滑化

公共事業に係る計画的な用地取得を推進する。

計画的な用地取得の実現

事業の計画段階から供用までのスケジュールを念頭に周到な準備を行い、計画的な用地取得を実現する

土地収用法の活用

必要に応じて、土地収用法の有効な活用を検討する

民間活力の活用

効率的な用地取得業務を行うため、委託可能な業務については、補償コンサルタント等の民間活力を活用する

() 計画・設計・施工の最適化[5 項目 14 施策]

【1】計画・設計の最適化

事業の計画・設計にあたっては、計画・設計手法の最適化に努め、総合的なコスト削減を図る。

計画手法の最適化

既存施設を有効活用

施設改修工事の集約施工を考慮した計画を推進する

計画水準の最適化を行う

設計方法の最適化

設計の初期段階から構造形式や施工方法等について、多面的に比較検討を行う
使用資材の大型化、構造物のプレキャスト化を検討する
施工の機械化による省力化を推進する
関係部局との連携により効率的な設計を検討する

合理的な設計の推進

国等が実施する各事業に関する技術基準の改定に迅速に対応し、合理的な設計を図る
地域の実情にあった計画・設計の推進

より合理的な計画・設計を推進するため、ローカルルールの設定等の弾力的運用を実施する

地域住民等の労力提供や創意工夫による低コスト整備手法の導入を検討する

関係部局の施策連携を積極的に行い、住民参加による地域構想を実現する

設計VEによる計画・設計の見直し

設計段階から維持管理段階までの幅広い分野の技術者による設計VEを、設計の早期段階から推進する

【2】施工の最適化

工事における事業間連携等や建設副産物対策等を推進する。

工事における事業間連携等の推進

他事業と連携した工事を実施する

冬季工事において通年施工化技術を活用する

関連工事の工程調整による仮設物を共用する

施設の多目的化、複合化により効率的な整備を実施する

建設副産物対策等の推進

建設副産物等に関する関係機関との情報共有に努める

建設副産物や水産系副産物等の発生抑制・再生資源の利用促進を徹底する

【3】施工プロセスにおける効率性の確保

受発注者のパートナーシップの構築等により効率性を確保する。

受発注者のパートナーシップの構築

受発注者間の協議の迅速化により施工の効率化を図る

設計思想の効率的な伝達のため、発注者・設計者・施工者による三者検討会を推進する

公共工事等の品質確保の推進

公共工事の品質確保を図るための施工プロセスを通じた監督・検査を推進する

出来高部分払いの活用拡大を図り、下請業者までのキャッシュフローを改善する

技術力向上を図るため、講習会等により優良な技術者の確保・育成を図る

【4】民間技術の積極的な活用

公共工事等における民間技術を積極的に活用する。

公共工事等における新技術の積極的活用

新技術に関する内容（従来技術との比較、歩掛情報等）を提供する

施設の計画・設計に新技術を積極的に活用する

ICT*を活用した情報化施工の導入を検討

ICTチップを活用した検査などICTを活用した新しい施工技術（情報化施工）の導入を検討する

ICT (Information and Communication(s) Technology) とは、情報通信技術。情報（コンピュータ）・通信の工学及びその社会的応用分野の技術の総称。今日では各種情報の収集・加工・発信などに不可欠なものとなっている。ほぼ同義語としてIT (Information Technology) が用いられることがある。

【5】社会的コストの低減

地球温暖化対策の一層の推進等の社会的影響の低減や環境と調和した施設への転換を図る。

工事に伴うCO₂排出の抑制

低燃費型建設機械の積極的利用を促進する
騒音・振動等の抑制、大気環境に与える負荷の低減、工事による渋滞の低減、事故防止
低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の普及を促進する
道産材の利用を促進する
工事期間中の交通渋滞による社会的影響を低減する
事業者に対する安全対策の指導及び普及を図る
施工段階における安全対策の評価を実施する
建設事故に関するデータの収集及び事故情報の共有化等を推進する
環境と調和した施設への転換
環境調和型に転換した施設の整備を推進する
ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進する

() 維持管理の最適化 [2 項目 7 施策]

【 1 】 民間技術の積極的な活用

民間等が開発した維持管理技術の活用を図るとともに、施設の長寿命化を図るための技術基準類を活用する。

維持管理技術の活用

民間等が開発した既存施設等の長寿命化を重視した点検、補修、修繕工法の活用を図る
管理の効率化と管理制度の向上を図るため、IT（情報技術）を施設管理や防災対策に
導入する

施設の長寿命化を図るための技術基準類の活用

施設の長寿命化を図るための技術基準類を活用する

【 2 】 効率的・効果的な維持管理

道民の安全安心を確保しつつ、公共施設等にかかるライフサイクルコストの低減を目指す
ため、効率的・効果的な維持管理を推進するとともに、地域の実情や施設特性に応じた維持
管理を推進する。

公共施設の点検結果等にかかるデータベースの整備

点検結果等にかかるデータベースを整備する

公共施設の長寿命化に関する計画策定の推進

長寿命化に関する計画策定を推進する

地域の実情や施設特性に応じた維持管理の推進

地域住民やボランティアの参加による維持管理を推進する

公共施設等の管理水準について地域特性等に応じた合理化や見直しを行う

ストックマネジメントの推進による既存ストックの有効活用

ストックマネジメントシステムを推進し、施設の長寿命化と更新コストの平準化・縮減、
および老朽化した施設の機能の強化又は回復を図る

施設の省資源・省エネルギー化

省エネルギー型照明設備を採用する

機械設備の維持管理の高度化を推進する

太陽光、風力等の自然エネルギーの有効活用を図る

() 調達最適化 [4 項目 10 施策]

【 1 】 電子調達の推進

「CALS / EC 地方展開アクションプログラム（北海道地方版）」の活用による入札・
契約の推進や電子情報の共有化による建設工事の生産性の向上を図る。

CALS / ECの活用による入札・契約の推進

電子入札の一層の実施・普及や各発注機関の入札情報を一元的に提供する

電子情報の共有化による建設工事の生産性の向上

工事関係書類等について受発注者が電子媒体を通じた情報共有や成果物の電子納品を推
進する

建設工事の生産性の向上のため、調査、設計、施工など各段階の電子情報の共有化を推進する

CALS/EC (Continuous Acquisition and Life-cycle Support/Electronic Commerce) とは、「公共事業支援統合情報システム」の略称であり、従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワークを活用して各業務のプロセスをまたぐ情報の共有・有効活用を図ることにより公共事業の生産性の向上やコスト縮減を実現するための取組。

【2】入札・契約の見直し

民間の技術力が適切に反映されるよう、総合評価方式等の多様な発注方式の導入拡大や複数年にわたる工事の円滑な執行のための手続改善を行う。また、企業の持つ技術力・経営力の適正な評価を行うための環境整備を進めるとともに、PFI方式等の活用を検討する。

総合評価方式の拡充

発注工事において、総合評価方式による調達を拡充する

多様な発注方式の活用

入札時・契約後VE、設計施工一括発注方式等の活用を推進する

企業の持つ技術力・経営力の適正な評価

企業の技術力等の適切な評価により受注機会を改善する

民間の技術力・ノウハウを活用した調達方式の検討

PFI等の活用を検討する

【3】工事発注の効率化等

公共工事の計画的かつ迅速な発注、適切な工期の設定、債務負担行為の活用等により、公共工事の平準化を推進する。また、工事の進捗等を踏まえ、適切に発注ロットを設定する。

公共工事の平準化

工事の計画的かつ迅速な発注を実施する

工期の設定の改善や竣工時期の調整の実施を推進する

債務負担行為を計画的かつ積極的に活用する

工事発注等の支援制度を活用する

適切な発注ロットの設定

工事の進捗等を踏まえ、適切な発注ロットを設定する

【4】積算の見直し

市場を的確に反映した積算方式を整備する。

「ユニットプライス型積算方式」の検討や市場単価方式の適用拡大

「ユニットプライス型積算方式」の検討や市場単価方式の適用工種の拡大を図る

市場を的確に反映した資材単価の採用

調査機関への実勢価格調査実施の拡大を図る